

IoT お手軽キットサービス規約

Ver1.0



アイフォーコム株式会社

第1条（本規約の目的）

本規約は、ご契約者様とアイフォーコム株式会社（以下、「当社」といいます。）との間において、IoT お手軽キットに関する権利義務関係を定めることを目的とします。

第2条（定義）

本規約において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによるものとします。

(1) 本契約

本規約に基づく契約

(2) ご契約者様

IoT お手軽キットお申込みのお名前欄に記載の本契約のご契約当事者となる方

(3) IoT お手軽キットの提供機器

本規約に基づき当社から提供するスマートフォン、および、センサーデバイス（例：加速度センサー、温湿度センサー）

(4) ご利用者様

ご契約者様がIoT お手軽キットの提供機器を所持し、使用することを認めた方

(5) 利用関係者

ご契約者様、およびご利用者様

第3条（実施地域）

当社は、IoT お手軽キットを日本国内でのみ実施します。

ただし、その営業区域内であっても、電波の伝わりにくいところ等、スマートフォン端末が存在する場所により通信ができない場合があります。

第4条（ご利用者様の範囲）

ご利用者様の範囲は、ご契約企業様におけるシステム管理者様およびご利用者様とし、あらかじめご利用者様の同意を得たうえで、ご利用者様情報を当社が指定する方法により、システム管理者様に提供するものとします。

第5条（契約の締結等）

1. サービス利用契約は、申込者（サービス利用契約の締結を希望する者をいいます、以下同じとします。）が当社所定の書式の申込書を当社に提出し、当社は、お申込みをいただいたご契約者様に対し、IoTお手軽キットの提供機器の送付をもって承諾の意思表示を行い、ご契約者様がIoTお手軽キットの提供機器を受領したときに契約が成立するものとします。ただし、当社は、契約の申込み内容に虚偽等があると疑われる場合など、サービス提供に支障があると判断したときには、申込みを承諾しないものとします。なお、申込者は、本規約の内容を承諾の上、申込を行うものとし、申込者が申込を行った時点で、申込者は本規約の内容を承諾しているものとみなします。
2. 申込者は、当社所定の申込書に、サービスの利用開始希望日および利用を希望するサービスを記入後記名押印し、当社に提出するものとします。また、当社は承諾の通知とともに、サービスの利用開始日（以下「サービス実施開始日」という）を通知するものとします。なお、サービス利用契約は、サービス利用契約の申込（当社所定の付番により特定されるものをいう）ごとに締結されます。
3. 当社は、申込者が次の各号のいずれかに該当すると判断した場合には、サービス利用契約を締結しないことがあるものとします。
 - (1) 申込者が虚偽の事実を申告したとき
 - (2) 申込者がサービスの利用にかかる料金の支払を怠るおそれがあると当社が判断したとき
 - (3) サービスの提供が技術上困難なとき
 - (4) 申込者が過去に当社との契約に違反したことがあるとき
 - (5) 第24条に定める保証、表明に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき
 - (6) 当社の業務の遂行に支障があるときその他当社が不適当と判断したとき
4. サービス利用契約は、契約成立日におけるご契約者様、当社間の合意を規定するものであり、サービス利用契約締結前に相互に取り交わした合意事項、各種資料、申し入れ等がサービス利用契約の内容と相違する場合は、サービス利用契約の内容が優先されるものとします。
5. ご契約者様は、第2項の申込事項につき変更する事由が生じた場合は、当社所定の申込書に、変更内容を記入後記名押印し、当社に提出するものとします。

第6条（ご契約者様の協力義務）

1. ご契約者様は、当社がIoTお手軽キットを提供するにあたり必要とする情報を、当社に提供するものとします。
2. ご契約者様は、IoTお手軽キットの利用にあたり、当社との連絡窓口となる者（以下、「担当者」といいます。）を定め、その連絡先情報を当社に通知するものとします。また、担当者が変更となった場合は、すみやかに変更後の担当者に関する情報を通知する必要があります。
3. IoTお手軽キットの利用に関するご契約者様と当社との連絡は、すべて担当者を通じて行うものとし、当社は担当者に対する通知を以てご契約者様への通知とみなします。

第7条（サービスの実施期間）

1. サービスの実施期間は、3週間とし、実施期間の開始日は、前条に定めるサービス実施開始日とします。
2. 前項に拘わらず一部のサービスでは、最低利用期間の設定があります。なお、最低利用期間は、サービス利用契約に定めるとおりとします。

第8条（サービスに関する問い合わせ）

1. 当社は、サービスに関する仕様または操作方法に関する質問を、ご利用者様から受け付けるものとします。質問の受付・回答方法、および、受付時間帯・回答時間帯は、当社営業時間内とします。
2. 当社は、サービスが正常に動作しない場合における原因調査、回避措置に関する質問または相談を、ご利用者様から受け付けるものとします。質問または相談の対応時間帯は、当社営業時間内とします。
3. ご契約者様が個別に導入したサービスおよびソフトウェアに関する問い合わせ、サービスと組み合わせて使用しているソフトウェア（当社がサービスの一部として提供しているものを除きます。）に対する問い合わせ、当社サービス環境の内部構造に関する問い合わせ等、前2項に記載された内容以外のサポートに関しては、行いません。

第9条（サービスの終了）

1. ご契約者様は、当社に解約の申込を行うことにより、サービス利用契約を解約し、サービスの利用を終了することができるものとします。ご契約者様は、サービス利用契約を解約するときには、解約を希望する日の1週間前までに、書面をもって当社に解約の申込を行うものとします。サービス利用契約は、ご契約者様から当社にIoTお手軽キットの提供機器が当社で受領した時点で終了するものとします。
2. ご契約者様は、第7条第2項に定める最低利用期間の設定がある場合であって、最低利用期間満了前に本サービスの全部または一部を中途解約する場合、月額サービス料金に最低利用期間の残存月数を乗じた金額を、中途解約料金として、中途解約日までに当社に支払うものとします。
3. ご契約者様が、前条に定める最低利用期間満了後にサービスの全部または一部を中途解約する場合、前項は適用されず、前項の中途解約料金も発生しないものとします。
4. ご契約者様または当社は、相手方が次の各号のいずれかの一つにでも該当したときは、相手方になんらの通知・催告を要せず直ちにサービス利用契約の全部または一部を解除できるものとします。
 - (1) 手形または小切手が不渡りとなったとき
 - (2) 差押え、仮差押え、仮処分もしくは競売の申し立てがあったとき、または、租税滞納処分を受けたとき
 - (3) 破産手続開始、特定調停手続開始、会社更生手続開始もしくは民事再生手続開始、その他これらに類似する倒産手続開始の申し立てがあったとき、または清算に入ったとき
 - (4) 解散または事業の全部もしくは重要な一部を第三者に譲渡しようとしたとき
 - (5) 監督省庁から営業の取消・停止処分等を受けたとき、または転廃業しようとしたときであって、サービス利用契約を履行できないと合理的に見込まれるとき
 - (6) ご契約者様が第16条各号のいずれかに該当すると当社が判断したとき、または、該当すると当社または第三者からクレームが通知され、トラブルが生じたとき
 - (7) 第24条に定める保証、表明に反する事実があったとき、または、確約に反する行為があったとき
 - (8) サービス利用契約に基づく債務を履行せず、相手方から相当の期間を定めて催告を受けたにもかかわらず、なおその期間内に履行しないとき
5. ご契約者様または当社は、前項各号のいずれかに該当したときは、当然に期限の利益を失い、相手方に対して負担する一切の金銭債務をただちに弁済するものとします。

第10条（再委託）

1. 当社は、IoT お手軽キットの全部または一部の提供を委託することができるものとします。
2. 前項に基づき当社が再委託した場合の、再委託先の選任、監督ならびに再委託先の行った作業の結果については、ご契約者様に過失がある場合を除き、一切当社が責任を負いご契約者様には迷惑を掛けないものとします。

第11条（契約料金）

1. ご契約者様は、IoT お手軽キットの対価として、次に規定するサービス料金を、サービス利用開始前までに、当社の定める方法により支払うものとします。
 - (1) 基本セット（スマートフォン1台＋センサーデバイス1つでご提供いたします。）
3週間 14,800円（税別）
2. IoT お手軽キットの提供条件の変更、著しい経済事情の変動等により契約料金の変更が必要となったときは、当社は合理的範囲内で契約料金を変更することができます。

第12条（IoT お手軽キットにかかる著作権等）

1. IoT お手軽キットにおいて当社が提供するソフトウェア・コンテンツ等は、当社または第三者が著作権等を有するものであり、特段の定めのない限り、ご契約者様は、当該ソフトウェア・コンテンツ等を複製、翻案、公衆送信（送信可能化を含みます。）、改造、逆コンパイル、逆アセンブル、リバースエンジニアリング等することはできないものとします。
2. IoT お手軽キットの一部において、ご契約者様は、コンピュータにおいて使用することができる当社または第三者（以下、「ライセンサー」といいます。）製のソフトウェアを、当該ライセンサーの許諾のもと提供されることがあります。
3. 前項の場合において、当社は、各ライセンサーによるソフトウェアの許諾の終了または当該ソフトウェアのサポート終了等の事由により、当該ソフトウェアの提供を終了することがあります。このとき、当社は、ご契約者様にその旨を事前に通知するものとします。

第 13 条（データの取扱）

1. ご契約者様は、ご契約者様が当社サービス環境に登録・保存したデータ等のうち、ご契約者様が重要と判断したデータ等を、自らの責任でバックアップとして保存するものとします。
2. ご契約者様は、サービス利用契約が終了するときには、当社サービス環境に登録・保存したデータを、自己の責任と費用負担において、必要に応じて取得するものとします。なお、サービス利用契約が終了した後においては、解約前に当社サービス環境に登録・保存したデータを、参照・閲覧・操作・取得等することができないものとします。
3. 当社は、本サービスにより収集した情報を、個人を特定しない形で情報として保有し、サービスの改善や開発等への利用、第三者への提供を行うことがあります。

第 14 条（禁止行為）

ご契約者様は、次の各号に定める行為を行ってはならないものとします。

- (1) 本契約に違反する行為
- (2) 事業のためにIoTお手軽キットを利用する行為
- (3) ご利用者様以外にIoTお手軽キットを利用させる行為
- (4) 当社もしくは第三者の著作権、商標権等の知的財産権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為
- (5) 当社もしくは第三者の財産、プライバシーもしくは肖像権を侵害する行為、または、侵害するおそれのある行為
- (6) 当社もしくは第三者を差別もしくは誹謗中傷・侮辱し、第三者への差別を助長し、または、当社もしくは第三者の名誉もしくは信用を毀損する行為
- (7) 第三者の保有するコンピュータに対して多数回の接続行為を繰り返し行い、もって当該コンピュータを利用困難な状態におく行為
- (8) 本人の同意を得ることなく、または、詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為
- (9) IoTお手軽キットの利用により利用しうる情報を改ざんまたは消去する行為
- (10) 第三者になりすましてサービスを利用する行為
- (11) 当社もしくは第三者の設備等の利用、運営に支障を与える行為（サービスに格納された基本ソフトウェアの消去等、コンピュータの機能を破壊する行為を含む）、または、与えるおそれのある行為
- (12) IoTお手軽キットの提供機器を分解、改造する行為
- (13) 有害なコンピュータプログラム等を送信もしくは掲載し、または、第三者が受信可能な状態におく行為
- (14) 法令に基づき監督官庁等への届出、許認可の取得等の手続が義務づけられている場合に、当該手続を履行せず、その他当該法令に違反する行為
- (15) 上記各号の他、法令もしくは公序良俗に違反（暴力、残虐等）する行為、当社の信用を毀損し、もしくは、当社の財産を侵害する行為、または、第三者に不利益を与える行為

- (16) 犯罪行為、不法行為もしくは公序良俗に反する行為またはこれらに該当するおそれのある行為
- (17) 上記各号のいずれかに該当する行為（当該行為を第三者が行っている場合を含む）が見られるデータ等へリンクを張る行為
- (18) 第三者に、前各号までのいずれかに該当する行為をなさせ、または、当該第三者の当該行為が存在することを知らずながら適切な措置を講じることなく放置する行為
- (19) IoTお手軽キットの運営を妨げる行為、またはそのおそれのある行為
- (20) 当社の承諾を得ることなく、本契約に基づく権利義務を第三者に譲渡もしくは移転し、承継させ、または担保の用に供する行為
- (21) その他、当社が不適切と判断し、ご契約者様およびご利用者様に通知した行為

第 15 条（登録内容の変更等）

1. ご契約者様は、申込時に登録したご契約者様情報に変更があった場合には、書面をもって当社に通知するものとします。
2. ご契約者様が当社に事前に通知していた氏名および住所、電話番号、メールアドレスに宛てて当社が書面、通知・報告またはメールを発信し、ご契約者様に到達しなかったときには、これらが通常到達すべき時にご契約者様に到達したものとみなします。

第 16 条（損害賠償）

1. 当社は、本契約に基づく仕事に瑕疵があった場合または当社の過失により、本契約に基づく債務をその本旨に従って遂行しない場合もしくは本契約に基づく義務に違反した場合は、これによってご契約者様に生じた損害を、身体の障害（死亡を含みます。以下同じとします。）に起因する損害と財物の損壊に起因する損害とを合算して1事故あたり、3週間のサービス提供価格を限度として賠償するものとします。
2. 当社は、前項のときは、身体上の損害のみ賠償し、それ以外の損害を賠償しません。
3. ご契約者様は、第1項の損害が生じた場合は、速やかに書面をもって当社に通知するものとします。

第 17 条（免責等）

1. 当社は、次の各号に定める事由の場合、その事由に起因するご契約者様の損害についてその責任を負わないものとし
ます。
 - (1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、大規模な伝染病その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、官の処分（当社の責めに
帰すべき事由に基づく処分を除きます。）、停電、技術的に不可能または著しく困難な事由、その他の当社の責め
に帰することができない事由による場合
 - (2) ご契約者様側からの要望により実施した本規約の定め以外の追加サービス等について、そのサービス提供行為から
生じた損害について当社に故意または重過失がない場合
 - (3) IoT お手軽キットの提供機器が電波の伝わらないところにあつたとき、電源断の状態にあつたとき（バッテリー切
れを含みます。）および、当社の責任に因らない故障、通信回線の障害（電気通信事業者の電気通信設備の故障に
起因するもの、メンテナンスに起因するものを含みます。）等の理由で位置情報の確認や状況確認信号の送信がで
きなかった場合
 - (4) 当社指定の使用方法をしなかったことによりセンサーが正常に機能しなかった場合
 - (5) 第三者がご契約者様のパスワードを使用して IoT お手軽キットを不正利用した場合
 - (6) 使用機器に通信制限がかけられる等の事情により IoT お手軽キットの作動に遅延が生じた場合
 - (7) ご契約者様側および第三者の責めに帰すべき事由によって、IoT お手軽キットの提供機器に故障または不具合が発
生した場合
 - (8) 本契約に違反した場合または取扱説明書に記載された使用方法等に従わなかった場合

第18条（セキュリティの確保）

1. 当社は、当社サービス環境の安全を確保するために、当社サービス環境に当社所定のセキュリティ防護措置を講じるものとし、なお、当社は、当社サービス環境への不正なアクセスまたはIoTお手軽キットの不正な利用を完全に防止することを何ら保証するものではありません。
2. ご契約者様は、コンピュータ上で動作するソフトウェア（本サービスの一部として提供されるものを含みます。）には、既知および未知のセキュリティ脆弱性が存在する可能性があることを了解するものとし、ご契約者様の判断において、当該ソフトウェアに対してライセンサーその他第三者より提供される修正ソフトウェアの適用その他必要な措置をとるものとし、
3. コンピュータ上で動作する基本ソフトウェア等のソフトウェアに存在する既知および未知のセキュリティ脆弱性に起因してご契約者様または第三者が損害を被った場合であっても、当社はいかなる責任も負わないものとし、
4. 当社は、IoTお手軽キットの提供のために設置する当社設備等に対してまたはこれを利用して不正侵入を試みる通信、当社設備等の破壊を試みる通信、およびサービスの利用不能等を試みる通信等（以下、「攻撃的通信」といいます。）を検知するため、当社設備に侵入検知システム等（以下、「IDS」といいます。）を設置する場合があります。当社は、IDSにより、当社設備等に対してまたはこれを利用してなされる通信が、攻撃的通信であるか否かを判断するため、IoTお手軽キットと外部との通信の内容を確認することがあります。ご契約者様は、IDSにより、当社が当該通信の内容が確認されることがあることを、あらかじめ了解するものとし、当社は、IDSにより得られた攻撃的通信の記録の集計・分析を行い、統計資料を作成し、サービスの安全性向上等のために限定して利用、処理するものとし、また、ご契約者様は、当社が作成した統計資料が、コンピュータセキュリティの研究、開発、改善、啓蒙その他の目的のために公表されることがあることを、了解するものとし、

第 19 条（サービス提供の停止）

当社は、次の各号のいずれかに該当した場合、その事由が解消するまでの間、IoT お手軽キットの提供を停止することができるものとし、当該期間中は、IoT お手軽キットを提供する義務を負わないものとします。

- (1) 地震、噴火、洪水、津波、台風、大規模な伝染病その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、官の処分（当社の責めに帰すべき事由に基づく処分を除きます。）、停電、通信回線の障害（メンテナンスを含みます。）、技術的に不可能または著しく困難な事由その他の当社の責めに帰することができない事由が発生した場合

第 20 条（秘密情報の取り扱い）

1. 本規約において、秘密情報とは、以下の情報をいうものとします。

- (1) 秘密である旨の表示をした書面（電子的形式を含む）で開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報
- (2) 秘密である旨明示して口頭またはデモンストレーション等により開示された相手方固有の業務上、技術上、販売上の情報であって、開示後10日以内に相手方に書面（電子的形式を含む）で提示された情報
- (3) サービス利用契約の内容（ただし、本規約およびサービス公開ホームページに掲載されている内容を除く）

2. 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、前項における秘密情報から除くものとします。

- (1) 開示の時点で既に公知のもの、または開示後秘密情報を受領した当事者（以下「受領者」という）の真によらずして公知となったもの
- (2) 受領者が第三者から秘密保持義務を負うことなく正当に入手したもの
- (3) 開示の時点で受領者が既に保有しているもの
- (4) 開示された秘密情報によらずして、独自に受領者が開発したもの

3. ご契約者様および当社は、それぞれ相手方から開示された秘密情報の秘密を保持し、IoT お手軽キットの利用のために（また当社においてはIoT お手軽キットの運営、開発等のために）知る必要のある自己の役員および従業員以外に開示、漏洩してはならないものとします。また、ご契約者様および当社は、秘密情報の開示のために相手方から受領した資料（E-mail等、ネットワークを介して受信した秘密情報を有形的に固定したものを含みます。以下、「秘密資料」といいます。）を善良な管理者の注意をもって保管管理するとともに、第三者に譲渡、提供せず、また当該役員、従業員以外の者に閲覧等させないものとします。

4. 前項にかかわらず、次のいずれかに該当する場合、ご契約者様および当社は、相手方の秘密情報および秘密資料を当該第三者に開示、提供することができるものとします。

- (1) 法令により第三者への開示を強制された場合。ただし、この場合、受領者は事前に相手方に通知するよう努めるものとし、当該法令の範囲内で秘密を保持するための措置をとることを当該第三者に要求するものとします。
- (2) 弁護士、公認会計士等法令上守秘義務を負う者に、当該者の業務上必要とされる範囲内で提供する場合
- (3) ご契約者様および当社が、本条に定める秘密保持義務と同様の秘密保持義務を書面で課して、IoT お手軽キットおよびIoT お手軽キットに関連するソフトウェア開発等に関する作業の全部または一部を当該第三者に委託する場合

5. ご契約者様および当社は、相手方から開示された秘密情報を、IoTお手軽キットのためにのみ利用するものとし、その他の目的に利用しないものとします。
6. ご契約者様および当社は、IoTお手軽キットの利用のために必要な範囲で秘密資料を複製することができるものとします。なお、秘密資料の複製物（以下本条において「複製物」という）についても秘密資料に該当するものとして本条の定めが適用されるものとします。
7. ご契約者様および当社は、相手方から要求があった場合、または、サービス利用契約が終了した場合、遅滞なく秘密資料（複製物がある場合はこれらを含みます。）を相手方に返却、または、破棄もしくは消去するものとします。
8. ご契約者様および当社は、相手方の秘密情報を知ることになる自己の役員および従業員に本条の内容を遵守させるものとします。
9. ご契約者様が保有する個人情報（「個人情報の保護に関する法律」第2条第1項に定めるものをいいます。）でその旨明示のうえ開示された情報および当該個人情報の開示のためにご契約者様から受領した資料（第3項の資料と同種のものを含みます。）についてはそれぞれ、本条における秘密情報および秘密資料と同じ取扱いを行うものとします。ただし、第2項第(1)号から第(3)号は個人情報には適用されないものとします。
10. 本条の規定は、サービス利用契約が終了してからも5年間、有効に存続するものとします。

第21条（IoTお手軽キットの提供機器等の返還）

1. ご契約者様は、次のアからエのいずれかに該当する場合には、当社からの貸与品である、IoTお手軽キットの提供機器を速やかに返還するものとします。
 - (1) 本契約を解除したとき、または解除されたとき
 - (2) 本契約を解約したとき
 - (3) 本契約の期間満了後更新をしなかったとき
 - (4) その他当社が返還を求めたとき
2. 紛失等により前項の貸与品をご返還いただけないまたはご契約者様側の原因により故障していた場合は、次の手数料をお支払いいただきます。
 - (1) センサーデバイス
1台あたり 5,000円（税別）
 - (2) スマートフォン
1台あたり 20,000円（税別）
3. 付属品（送付用箱）等のご契約者様の責任と費用負担で処分いただきます。

第 22 条（故障等発生時の対応）

1. 当社は、サービス提供期間中に IoT お手軽キットの提供機器に故障または不具合（消耗部品の劣化を除きます。以下、同じとします。）が生じ、ご契約者様から要請があった場合には、速やかにその IoT お手軽キットの提供機器の調整、修理または交換を行うものとします。
2. 故障または不具合がご契約者様または第三者の責めに帰すべき事由による場合における IoT お手軽キットの提供機器の交換および消耗部品の劣化による交換に要する費用は、ご契約者様の負担とします。
3. 前項の場合を除き、IoT お手軽キットの提供機器に生じた故障または不具合の調整、修理または交換に要する費用については、当社が負担するものとします。

第 23 条（規約の変更）

当社は、本規約を変更することがあります。この場合、IoT お手軽キットの提供条件は変更後の規約によります。当社は変更後の規約を、変更後速やかにご契約者様に通知します。

当社のご契約者様への通知は変更後の規約を Web サイトへ掲載する方法その他の方法により行われるものとします。

第 24 条（反社会的勢力等の排除）

1. ご契約者様および当社は、サービス利用契約の締結にあたり、自らまたはその役員（名称の如何を問わず、相談役、顧問、業務を執行する社員その他の事実上経営に参加していると認められる者）および従業員（事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について権限を有するかまたはそれを代行する者）が、次の各号に記載する者（以下、「反社会的勢力等」といいます。）に該当せず今後も該当しないこと、また、反社会的勢力等との関係を持っておらず今後も持たないことを表明し、保証します。
 - (1) 警察庁「組織犯罪対策要綱」記載の「暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等」その他これらに準ずる者
 - (2) 資金や便宜を供与したり、不正の利益を図る目的で利用したりするなど、前号に記載する者と人的・資金的・経済的に深い関係にある者
2. ご契約者様および当社は、自らまたは第三者を利用して、次の各号に記載する行為を行わないことを相手方に対して確約します。
 - (1) 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いる行為
 - (2) 違法行為や不当要求行為
 - (3) 業務を妨害する行為
 - (4) 名誉や信用等を毀損する行為
 - (5) 前各号に準ずる行為

第 25 条（合意管轄）

本規約およびサービス利用契約に関する訴訟については、横浜地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第 26 条（準拠法）

本規約およびサービス利用契約に関する準拠法は、日本法とします。

（附則）

本規約は、2018年3月1日から施行します。